

## 1. 事業名

令和8年度イリオモテヤマネコ交通事故防止対策事業

## 2. 業務履行期間

契約締結の日から令和9年3月15日までとする。

## 3. 趣旨・目的

世界自然遺産に登録された西表島においては、イリオモテヤマネコ（以下「ヤマネコ」という。）をはじめとする希少野生動物のロードキル（交通事故死）対策が重要な課題となっている。

特に、個体数の少ないヤマネコにとって、交通事故は絶滅に繋がる重大な脅威の一つであり、平成30年には年間9頭が交通事故に遭うなど、深刻な状況が確認されている。

このような状況は、ヤマネコの安定的な生息環境を脅かすとともに、西表島の世界自然遺産としての価値の保全にも影響を及ぼすものである。

本業務は、ヤマネコの交通事故を防止するための実効性の高い対策を実施することにより、西表島の遺産価値の保全を図ることを目的とする。

## 4. 業務の対象地域

西表島（竹富町）

## 5. 業務の内容

### (1) ヤマネコ目撃情報の収集

ア 過年度に本事業で構築したWEBフォームによる目撃情報収集システム（ヤマネコ目撃情報収集の仕組み）の運用及び島内におけるヤマネコの目撃情報の収集増加に向けた取組みを行う。

イ 収集した目撃情報を、ヤマネコの交通事故対策を実施する関係機関等と共有するとともに、特異な傾向が見られないか等を有識者等にヒアリングする。

#### （留意事項）

- ・ 現行の目撃情報収集システムをそのまま活用することを想定しているため、新規構築や機能の拡充等は不要。
- ・ WEBフォームのID、パスワードは、委託先候補者選定後、同候補者に伝達するものとする。

#### （企画提案部分）

目撃情報の収集増加に繋がる効果的な取組みとその手法。

### (2) ヤマネコの路上進入抑制対策の実施

- ア ヤマネコの路上進入の抑制や、周辺に設置されているアンダーパスへの誘導を目的に、平成 29 年 3 月に県道 215 号（白浜南風見線）の高那地区の一部区間（海側 620m、山側 580m）に県が設置したイリオモテヤマネコ路上進入抑制柵（以下「抑制柵」という。別紙参照。）周辺の除草等を含む観光客等参加型の、イリオモテヤマネコ路上進入抑制対策普及啓発イベントを、島内観光事業者等と連携して実施するとともに、抑制柵の機能を維持する。

（留意事項）

- ・観光客等参加型の普及啓発イベントを行う際には、参加者の安全を十分に確保した上で実施する。

（企画提案部分）

観光客等参加型の普及啓発イベント（除草等）の内容及び周知広報の手法。

### (3) ヤマネコの交通事故防止に向けた新たなハード対策（野生生物の行動へ働きかける対策）の実施

- ア 西表島西部地域の県道 215 号（白浜南風見線）においては、イリオモテヤマネコのアンダーパスが未整備であることから、既設排水ボックス及びパイプカルバート（以下、「既設排水ボックス等」という。）を活用した交通事故対策を実施する。

別紙記載の対策優先区間に設置されている既設排水ボックス等のうち、県が指定する 5 箇所について、昨年度本事業で作成した簡易設計図面（別紙参照）をベースに、設計の具体化を行う。併せて、当該ハード対策による効果の検証方法、当該ハード対策実施後の効率的な維持管理方法を検討する。

（留意事項）設計の具体化及び効果検証方法等の検討に当たっては、県や関係機関と十分な調整をした上で実施すること。また、必要に応じてイリオモテヤマネコの交通事故防止に関する有識者等の意見を聴取した上で実施すること。なお、既設排水ボックス等の本来の目的である排水機能への影響や道路としての安全性・維持管理等に支障が生じないように、道路管理者と十分な調整を行うこと。

- イ アの設計、効果検証方法の検討、維持管理方法の検討に当たり、有識者等にヒアリングを行う。

### (4) ヤマネコの交通事故防止に向けたソフト対策（ドライバーへ働きかける対策）の検討

- ア ドライバーの視認性向上を図ることを目的に令和 7 年 3 月に県道 215 号（白浜南風見線）のフカンタ地区の一部区間（幅 7.5m×延長 80m）に施工した路面カラーリングについて、経年変化による色彩低下等の可能性を踏まえ、耐久性及びヤマネコの交通事故低減効果等の観点から、効果の検証及び課題の整理を行う。

また、当該区間をヤマネコの交通事故注意区間として周知する。

効果の検証及び課題の整理に当たっては、有識者等にヒアリングを行う。

(企画提案部分)

- ・路面カラーリングの効果検証の方法
- ・路面カラーリングを周知する効果的な手法

#### (5) 関係機関等との調整

環境省、竹富町、県土木建築部等の関係行政機関と業務の進捗状況等を共有し、必要に応じて適宜調整を行った上で効率的に業務を進める。

#### (6) 周知広報

- ア イリオモテヤマネコの交通事故防止に繋がるよう、地元住民、来訪者に向け、対象者に即した周知広報を行う。
- イ 本事業の取組内容や成果について、地元住民、来訪者に向け、理解促進に資する、対象者に即した周知広報（報告会の開催、展示、解説等を含む）を行う。
- ウ 過年度に本事業において作成したデザイン（別紙参照）を活用し、周知広報用のグッズを制作する。なお、当該デザインについては、必要に応じて、内容の見直しを行う。

(企画提案部分)

周知広報の手法（周知広報用グッズについては、グッズの配布が想定されるイベントやグッズの設置に協力してくれる施設等と、グッズを配布する期間等から、必要部数を検討すること）

### 6. 業務内容等に関する打ち合わせ

業務内容や進捗状況等に関し、県担当者と定期的（月1回程度）に打ち合わせを実施するとともに、必要に応じ、随時調整を行うこと。

### 7. 再委託について

#### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

- ア 契約金額の50%を超える業務
- イ 企画判断、管理運営、指導監督等の統括的かつ根幹的な業務
- ウ 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

#### (2) 再委託の承認

(1)に該当する場合を除き、受託者は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りで

はない。

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計

## 8. 成果物

成果物として、以下のものを納品すること。

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 業務報告書の概要版 5部  
※上記(1)(2)については、長期の使用に耐えうるように通常の装丁を行うこと。
- (3) 上記(1)(2)の電子データを収納した CD-ROM 等電子媒体 1部

## 9. 経費積算について

費目については、以下の内容で積算すること。

- ア 直接人件費
- イ 直接経費（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）
- ウ 一般管理費  
（（直接人件費 + 直接経費 - 再委託費等）×10/100 以内とする。）
- エ 消費税

※再委託費等は、当該事業に直接必要な経費のうち、応募事業者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も含まれる。

※外注（請負契約）の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析 鑑定等

※各経費は、単価、月数、回数、個数等、見積条件が分かるよう明記すること。

※事業終了時には証憑を検査し、実際に支出した額について契約額の範囲内で支払うこととする（一般管理費を除く）。

## 10. 著作権

- (1) 本業務により、受託者あるいは再受託者（以下、「受託者等」という。）によって作成されるすべての著作物（著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物をいう。以下「本業務著作物」という。）の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、委託金額以外の追加支払いなしに、その発生と同時に受託者等から沖縄県に譲渡され、沖縄県単独に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、本業務著作物について、沖縄県および沖縄県が指定する第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。また、受託者は、本業務著作物の著作者が受託者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- (3) 受託者は、本業務著作物及び著作物に該当しない成果物（以下、「成果物等」という。）の

作成にあたり第三者が権利を有する著作物等を使用する場合、自らの責任と費用負担において、あらかじめ当該第三者から、沖縄県が当該成果物等を自由に利用（公表、改変を含む）することについての許諾を得るとともに、沖縄県に対して著作者人格権を行使させないための必要な措置を講ずるものとする。

## 11. その他

- (1) 本契約履行にあたり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じ受託者に貸与または閲覧を可能とする。
- (2) 過年度事業で得た調査結果等については、本事業で利用する範囲において使用できるものとする。ただし、他機関の調査データ及び、他機関が権利を有する物についてはその限りではない。
- (3) 本業務を実施するにあたっては、専任の担当者を配置し、委託者と必要な協議及び打ち合わせを十分に行うとともに、その指示に従って業務を進めるものとする。
- (4) 本業務における備品の取得は、認めないものとする。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (6) その他業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、県および受託者で協議のうえ決定する。
- (7) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情により変更することがある。

## 12. 留意事項

- (1) 委託業務の経理
  - ① 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
  - ② 雇い入れた労働者の出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等の書類を整備、保管すること。
  - ③ 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (2) 沖縄県は、委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、又は沖縄県職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (3) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合については、委託料を減額される場合がある。また、業務実績報告書により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に支払った委託費に残額が生じたときは、その額を返還すること。
- (4) 当該委託業務は、沖縄振興特別推進交付金に基づくものであり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）及び、その他の関連する諸法令を遵守すること。
- (5) 委託事業終了後、国の会計検査院の实地検査が行われる場合がある。